

対人支援点描 (30)

「スピリチュアルケアと公共性 (1)」

小林 茂 (臨床心理士/牧師)

はじめに.

スピリチュアルケアという概念のなかに、宗教的ケアとの対比のなかで公共空間における中立的な立場によるケアという要素があるように思われる。この場合の中立的な立場によるケアとは、ケア提供者の価値観や特定の宗教観をケア受給者に押しつけないことにあるように思う。臨床心理的な表現でいえば、クライアント中心主義の立場に立つケアということであろう。ケアの主役は、あくまで相手本位によるもので、ケア提供者はその補助役でしかない。そこで、改めて宗教的ケアを問えばそれは、ケア提供者の価値観や特定の宗教観を提供することにある。宗教的ケアは、広義における布教や伝道活動、キリスト教における魂への配慮と表現される教会活動に含まれるものといえる。相手の利益につながるという願いや確信のもとに、ケア提供者の価値観や宗教観を提供することである。

だが、この両者の相違は、しばしば宗教者間や、一人の宗教者自身の内にも関わり方の混乱を生じさせると思われる。

そこで架空の事例を考えながら考察を進めたい。

1. 架空事例

福祉現場で働く A 相談員は、ある新興宗教を信じており、在家のまま、その宗教の得度 (= 仏教における僧侶となるための出家の儀式) を受けていた。A 相談員は、自分が福祉現場で相談員として働くようになった動機も、A 相談員の宗教的価値観から、困っている人々のために役に立ちたいという動機からであった。A 相談員は、仕事についてからも一生懸命働き、その仕事にもやりがいを感じていた。こうした A 相談員に対する周りからの評価は高く、将来は責任者になって事業を引っ張って行ってほしいと期待されるようになっていた。

ある時、A 相談員は B 利用者の相談を受けるなかで、その生い立ちがあまりにも不憫に思い、どうにかしたいと考えるようになった。A 相談員は、障害年金や、福祉制度上のサービスといった利用できる手段をつなげ、B 利用者の益になるように頑張って働きかけてきたが、B 相談員の生い立ちや将来の見通しを思うと大きな改善は見通せなかった。それに B 利用者の「自分なんて生まれてこなければ良かった」「自分が、この先、生きていて何の意味があるのだろう」「どこにも救いがない…」という度々の発言が、A 相談員の脳裏

から離れず、ますます何とかしてあげたい気持ちになっていた。

A 相談員は、B 利用者の支援に自分や社会の限界を感じながら、B 利用者の先の発言がスピリチュアルな痛みであると感じて居たたまれない気持ちになった。

そこで、ある時に A 相談員は B 利用者との面談のなかで自分が信じている宗教（信仰）を勧めて神仏の力を借りようと提案した。B 利用者は、A 相談員の話に関心を向け、二人とも面談の際に信仰の話をするようになった。A 相談員は B 利用者がスピリチュアルな痛みを感じさせる発言が減り、信仰が B 利用者の支えになっていると思い、ますます A 相談員自身の信心を高揚させ、B 利用者にも熱心にかかわるようになっていった。その後、A 相談員は B 利用者を A 相談員が信仰する宗教の寺院に行き、入信させる手伝いをするまでになった。A 相談員から見て B 利用者は信仰の力を得て、信仰が支えとなり歩んでおり、A 相談員も信じる宗教の信者が増えたことや、自分自身の信仰の確信が強まった思いがして、充実した思いとなっていた。

しかし、ある時のこと、B 利用者が生活保護のケースワーカーに入信した宗教のお布施や毎回かかるお祓い供養の費用が生活を圧迫してつらいこと、A 相談員に信仰の話ばかりされて福祉相談の面談になっていないこと、A 相談員にはお世話になってきたことから信仰の話も入信の件も断れずに調子を合わせてきたがしんどくなっていることなどが話されることが起こった。

この B 利用者の訴えが問題となり、A 相談員が所属する事業所と関係機関で倫理・ハラスメント委員会が持たれた。

A 相談員は自分がしたことの問題を自覚しながら、自身の宗教的信念から、B 利用者

良かれと思ってしまうことを告白していた。B 利用者もお世話になっていた A 相談員が自分のことを心配して宗教を勧めてくれたことであって事を荒立てたくない、きちんと拒否できなかった自分の問題でもあると話していた。

倫理・ハラスメント委員会としては、信仰は個人の問題であり、入信退会については立ち入らないが、A 相談員に対しては始末書と、今後業務のなかで宗教の勧誘を行わない誓約をさせるという結論となった。

2. 宗教的ケアが多重関係を起こさせる時

先の架空事例の場合、A 相談員の行為の何が問題であったのだろうか。

その一つは、やはり単純に A 相談員は相談業務のなかで A 相談員が信じる宗教の話を伝えて誘ってしまったことが問題であるといえる。「宗教の話を伝えて誘った」ことは、あからさまで積極的な行為ではなかったとしても、布教であり伝道活動といえる。それを A 相談員は得度した信者であったとしても、相談業務のなかで布教活動をしたことになる。倫理的には多重関係という倫理違反である。

だが、A 相談員は宗教的価値観から人々や社会のために役に立ちたいという思いから相談業務の仕事に就き、働いていた。このような宗教的価値観から公共性を発揮させて人々や社会のために働くことは、何ら問題ないことであるといえる。また、A 相談員は、B 利用者のスピリチュアルな痛みを知り、こうした問題が身体・心理・社会的なケアで解決できない問題であることを認め、何とかしたいという思いに駆られたことは、A 相談員の宗教者（得度などしてなくとも）だからこ

そ汲み取れた痛みであったと考える。しかし繰り返すが、宗教者ではなく相談員としての立場の A さんが B 利用者に A 相談員が信じる宗教の勧誘をしたことが問題であったといえる。宗教者が宗教的ケアの観点から宗教や信仰を提供するというものではなく、A さんという一個人の内に相談員と宗教者であることの混在から生じた問題であった。このような出来事は、案外、素朴な形で多く起こる問題ではなかろうか。信徒も含めて、自分の宗教的価値観から相手のことを思いはかり、相手のために良かれと思って宗教を勧める行為は、ありえる話である。確固たる宗教者ならば、むしろそういう時こそ自分が信じている信仰を伝えないで、何が信仰者かと息巻くのかもかもしれない。必要とする人に自分が最善と信じる価値観を提供する。そして信じる人が増える。人と人との出会いと関わりによって伝播するのも宗教の姿として自然な営みであるといえる。

だが、現代社会においては、会社、病院、学校といった公共の場、公共空間で布教や伝道活動を行うことは認められない。素朴な営みとしての宗教や信仰の共有が許されない社会であるといえる。宗教や宗教者の正当的行為は、必ずしも社会的に正当化されない行為として受け入れられないのが現代社会であるといえよう。

(つづく)